

令和7年3月24日

「小山市平地林保全・管理計画」(案)に対するパブリック・コメントの結果について

「小山市平地林保全・管理計画」(案)に対するパブリック・コメントの結果について、以下のとおり公表いたします。今回の意見募集にあたりご協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも本市の平地林保全・管理事業の推進にご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 意見募集の概要

- 1) 閲覧期間 令和7年1月27日(月)～令和7年2月10日(月)
- 2) 閲覧場所 ① ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 ② 各出張所 ③ 小山市ホームページ
- 3) 提出方法 ① 郵送 ② FAX ③ 電子メール ④ ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課へ直接書面による提出

2. 意見募集の結果

提出意見数:3名 14件

3. 提出された意見等の概要とこれに対する市の考え方

次ページより【区分】A:計画案に反映されているもの B:意見を踏まえ、計画案を修正するもの C:意見として承ったもの

4. お問い合わせ先

小山市ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課 森林政策係

Tel:0285-22-9219 Mail:d-zcnp@city.oyama.tochigi.jp

No	該当項目等	ご意見等	区分	市の考え方
1	1.1.1.計画策定の目的	山林を保全して緑豊かな環境を守るという情緒的な希望を持つことは賛成ですが、ゼロカーボンと生物多様性確保が最終目的な位置づけになっている点においてはバイアスが掛かり過ぎていると感じます。 山林が住宅地の造成、資材置き場や太陽光発電パネルなどの設置に代わっている状況が悪い事のようなイメージを誘導しています。気候風土や交通の便が良く災害の少ない当小山地区はもっと人と産業を呼び込んで発展のチャンスが多い恵まれた地域です。平地林をコストを掛けてただ保全するだけでなく緑を生かしながら有効活用するべきではないでしょうか？ 日本は国土37万km²のうち67%の25万km²が森林でスウェーデンに次ぐ森林大国です。小山市の8km²(0.032%)の面積でゼロカーボンにどれほど貢献できるのでしょうか。権威ある科学者達がCO₂をゼロにしても今の温暖化が解消される確証はないと言っています。ヒートアイランド効果が気温上昇の半分位を占めているデータや20世紀前半に世界的高温になった理由も不明、去年の世界的気温急上昇もCO₂から説明できません。また温暖化は悪い事だけでなく、食料増産や生物多様性の面等から良い効果があるというのは評価されていません。もう少しじっくり検証をすべきと思います。 <参考図書>データで読み解く地球温暖化の化学：堅田元喜 キンドル版 ¥99 です。是非ご一読を！ ゼロカーボンを強力推進する裏には受益者の意を受けた政治的パイア	C	ご意見ありがとうございます。 本市の平地林は、かつて農用林や薪炭林、生活の場として利用されてきましたが、産業構造や生活様式の変化等により、農用林や薪炭林等としての役割が失われ、また市域全体での開発圧力の増大により、平地林の減少傾向が見られています。 一方、近年は、平地林が持つ生物多様性の保全機能が重要視されるほか、自然とのふれあい、レクリエーションの場の提供、みどり豊かな景観保全の観点からも、平地林の役割が再認識されつつあります。 このため、これ以上の平地林の減少を食い止め、みどり豊かな平地林を次世代に引き継いでいくことが重要な課題であると捉えております。 しかしながら、個人所有の平地林は、土地所有者の維持管理や費用面の負担により維持されてきたものであり、それらの負担を軽減する仕組みや、平地林の保全管理を担う人材・団体と土地所有者をつなぐ仕組みづくりなどが求められています。 以上のような現状と課題を踏まえ、必要な施策を展開し、平地林の保全に取り組んでまいります。 いただいたご意見は今後の参考とさせていただきます。

		スが働いている状況もあり、名ばかりの ESG 投資の費用対効果に疑問が生じ始めた欧米諸国では以前より活動のトーンが下がっています。大自然の変動と真っ向から戦うより、目の前の状況に対応する現実解に力を注ぐべきと感じます。		
2	1.1.4.計画の位置づけ	いきなり「OECM」という略語(それもアルファベット)を持ち出されても何のことか全く不明。	B	ご意見ありがとうございます。 OECM についての注釈を追記させていただきます。
3	2.1.5.既存の保全制度 (2)OECM 認定制度	ここでもうやく「OECM」についての説明が登場。しかしながら、ここでも唐突に「30by30」という目標なるものが掲げられる。 このような説明書では、僭越ではありますが、残念ながら魂の込められた計画からは遠いような印象を受けてしまいます。折角の計画ですのに、市民に与える印象を慮ると勿体無いことかもしれません。	B	ご意見ありがとうございます。 「30by30」目標についても注釈を追記させていただきます。
4	3.3.1.評価項目の評価値の設定	”本市の平地林は、かつて農家等の地域の人々が農業生産や生活の場として利用することにより維持されてきた二次林が多い。つまり、本市の平地林は、人の手が入ることによって支えられてきた”[以上 P.16 より引用]ことはご指摘の通りだと思います。言い換えると、小山の平地林は人との関わり合いがあって初めて価値が生まれる自然と言えるのではないのでしょうか。生活スタイルの現代化が進展・普及する以前では、日々の生活のための薪炭燃料を得る目的での平地林へのアプローチが、平地林と人々との主な関係性だったものと考えられます。今の時代、化石燃料や電気が存在しない生活はありません。そういう時代に過去の平地林との関係性を懐かしがって同じ関係性の上でこれを保存していくこと	C	ご意見ありがとうございます。ご指摘のように、小山の特徴を踏まえ、平地林と人とのつながりにおいて新たな持続可能な関係性を構築する櫃要があると考えております。今回の「評価項目と評価値の設定」ですが、市内全域の 100 m以上の平地林を対象としており、航空写真や既存資料をもとに把握可能な項目を設定しており、全地点での調査が困難な項目については他の項目とあわせて把握することとしております。お寄せいただいたご意見を踏まえ、今後各樹林の詳細等を検討する際には立地や歴史性等の項目につ

には多大な難しさ(＝費用対効果が低くなってしまう)があるように思われます。従いまして、現存する平地林(樹林)をつぎの世代に残していく上では、外部導入画一的な切り口と異なる小山としての固有な関係性を踏まえて、これからの時代にマッチした新しい持続可能な関係性にも目を向けるという点が、ポイントになるものと思料いたすところでございます。この観点から考えますに、今回の「評価項目と評価値の設定」にはやや片手落ちな感が否めません。具体的には、「社会的条件」への加点が「自然的条件」に対して低すぎるのでは？ということです。「社会的条件」の小項目の中に、従来型の平地林と社会(人々)との関係性に加えて、現在やこれからの時代により価値が認められると考えられるような項目も入れ、それらへの加点も重視してほしいと感じます。例えば、郊外の平地林(樹林)よりも小さい規模であったり、動植物の希少性に見るべきものが少なかったとしても、周囲がコンクリートや密集した住宅地の中に存在する林(「市街地」樹林)には郊外立地の平地林よりも高い価値を持つ現代的な特性があるに違いありません。それを的確に評価できる項目を設定していただきたい。そして、それを評価できるモデル調査地点も追加することを希望いたします。その上で、何よりも個々の平地林(樹林)とその周辺の人々との関係性(これは場所場所で固有のもののはず)にも着目してほしい。今回のモデル調査地点には、残念ながらその特性を抽出できそうな箇所が含まれていないように見受けられました。具体的なモデル調査地点を提案させて頂けるならば、城東5丁目にある土塔・

いてもよりきめ細かな調査を検討してまいります。また、「愛宕の森」で挙げていただいた平地林外周の管理につきましては、課題として認識しており、平地林保全施策の土地所有者への支援として、里山林としての持続的な保全・管理活動とともに、道路や住宅地などに接する樹林の外周部における安全に配慮した伐採や剪定、伐採木等の処分に要する費用の助成等を進めてまいります。

		愛宕神社の境内および参道の森(通称「愛宕の森」)があります。住宅街の中に位置する樹林面積 1 万平米近くの比較的大きな規模であるだけでなく、今日でも地域住民の様々な交流活動の場であるとともに、薄くなったとはいえ古来からの住民たちのさり気ない信仰の場でもあり続けています(木々の中の 67 段もの石段を登り拝殿前で手を合わせる人の姿を、日常的に目にすることができます)。このような関係性を抽出できるようきめ細かな調査を加えて頂けることを望みます。同時に、こういった市街地樹林を保全していくための具体的方法(施策)についても十分検討していただきたい。前述のように「評価項目」が不備な状態では、このあとに公開・説明されるであろう保全施策にも期待感が持ち難いように思えてなりません。「愛宕の森」に限って申すならば、森の外周が比較的交通量のある道路や至近に民家と接する部分の総延長距離は 640m にも及び、物的・人的危害をこれらに及ぼす恐れが非常に高い場所になってしまっています。樹木を残しつつこの危険を除去することは資金的にも地域の自助努力だけでは対応しきれなくなっているのが現実でもあります。小山市平地林保全・管理施策によって、なんとか支援いただけるようご配慮いただければと期待するところです。以上よろしくご検討くださりますようお願い申し上げます。		
5	1.1.1.計画策定の目的	平地林の減少について、「・・・住宅地の造成、資材置き場や太陽光発電パネルなどの設置により減少を続けている平地林の保全・・・」とある。 しかし平地林の減少は、それらの他、市の事業によって引き起こされた部分も大きい。当市の山林面積が「およそ 3 割減少している」(本編	B	ご意見ありがとうございます。 ご指摘の通り市の開発事業や県の事業での伐採等による平地林の減少も見られます。そのため、ご意見を参考にさせていただき、「・・・公共事業、住宅地の造

		P.5)という最近 20 年ほどの間に現認した範囲で、平地林の破壊を伴った市(一部は県)の事業を列挙する(これらには、絶滅危惧種など希少種の生息・生育地を壊滅させた事例も多い)。 ・第四工業団地第二工区造成(現在、平地林破壊中) ・城山公園再整備(西側斜面林の伐採など) ・琵琶塚古墳整備 ・栗宮新都心開発 ・新市民病院建設 ・市立体育館建設 ・思川沿い河畔林の広範な伐採(黒本・小宅・飯塚地区) ・梁山公園の廃止→東部産業団地に編入 ・東部第二産業団地造成 平地林減少の一因が、これらの事業にもあることは明白であり、冒頭に引用した記述は、例えば次の如く改めるべきと考える。「…市の開発事業、住宅地の造成、資材置き場や太陽光発電パネルなどの設置により減少が続いている平地林の保全…」		成、資材置き場や太陽光発電パネルなどの設置により減少が続いている平地林の保全…」と追記させていただきます。
6	2.1.2.平地林分布状況 資料編:図 2-35	資料編 P.54 に「…画像データ(令和 5 年 12 月撮影)を用いて、令和元年に小山市都市計画基礎調査で作成した土地利用データをもとにして、目視によって平地林の区分を判読し、平地林分布データの作成を行った」とある。	B	ご意見ありがとうございます。 54 につきましても、令和 5 年 12 月撮影の画像データに加えて平地林の消失が把握できたものについて反映する形としておりました。平地林の消失を把握し

	桑地区の面積別の平地林分布状況	平地林分布状況の図を仔細に見ると、第四工業団地第二工区予定地（鉢形）の平地林が、残置森林予定地を除き消されていることが分かる。この林の伐採は昨令和 6 年 12 月頃から開始されたもので、図の元になった画像が撮影された令和 5 年 12 月時点では存在したはずである。市の事業により破壊されることを見越して、分布図から（平地林面積・箇所数からも？）除外したのであろうが、それならば、「市の事業により破壊が予定されている平地林は図から除外した」といった注記を加えるべきである。 （余談ながら、この鉢形の平地林は、桑地区でほぼ唯一残されていた国蝶オオムラサキの多産地であった。）		た地点については分布状況に反映した点を注記させていただきます。
7	2.1.3.平地林保全活動状況 資料編:表 3-1	No.2 は「メルテック希望の森」のことであろうが、活動場所「喜沢」とあるのは、「荒井」の誤りと思われる。 （資料編 P.181 表 3-1 の No.2「メルテック希望の森」所在地も同様）	B	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり修正いたします。
8	4.1.3.平地林保全の地区・地域指定の推進	文字表記の乱れあり。	B	ご意見ありがとうございます。 修正いたします。
9	5.平地林保全管理方針(案)	市が「東島田ふるさとの森」に着目し、関係筋も関わって”管理強化”に乗り出して以降、同所ではいくつかの希少な昆虫類が確認できなくなり、また主に林縁や林床で発生する種が目立って減少している。不適切な下草刈りなどが、同所の生物相に悪影響を及ぼしている可能性が考えられる（隣接地の伐採・ソーラーパネル設置の影響も無視できないが）。 当計画(案)で選定された各モデル樹林などで、今後、生物多様性にも配慮した適切な管理ができるのであろうか。管理の状況が「良」とされてい	C	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり生物多様性の保全を考慮した場合には、過剰な下刈りとなっているところもあり、林床植物が少ないという現状や、昆虫類の種数が減少しているといったご意見からも、今後モデル樹林内の保全管理作業の計画を検討する際には、ご意見をふまえて樹林内のゾーニングを行い、管理頻度や方法を変更した範囲を設定するなどの検討を進めます。

		る(資料編 P.188 表 4-3)、「東島田ふるさとの森」の”管理強化”以降の変化や、「小山思いの森」の(公園化前・公園化初期と比べ)著しく劣化した現状を見ると、懸念を抱く。		
10	資料編:表 1-10	「(昆虫類)」の前の「・」不要。	B	ご意見ありがとうございます。 ご指摘のとおり修正いたします。
11	資料編:4.2.2.管理上留意すべき動植物	「管理上留意すべき動植物」には、平地林が主要な生息域ではない種・現時点では市内各所で概ね普通に見られる種も抽出されている(例えばギンイチモンジセセリ・ジャコウアゲハ・ニホンカナヘビ等々)。 その一方で、平地林を生息域とし、市内では激減しつつある危急性の高い種・比較的高ランクの絶滅危惧種など、真に「管理上留意すべき動植物」(モデル樹林やその付近に生息地がある種では、オオムラサキ・ウラミスジシジミ・カバシタムクゲエダシャク等々)が多数無視されているのは、甚だしい矛盾と言わざるを得ない。大幅な修正が必要である。	B	ご意見ありがとうございます。 生物多様性おやま戦略の基礎調査をもとに本計画では「管理上留意すべき動植物」を作成しています。このリストは、調査地点や時期が限られていることや、既に 3 年程度が経過しており、ご意見のとおり、挙げている種は十分ではない点があると考えております。 平地林が主要な生息域ではない種についてはご意見のとおり削除させていただきます。 管理上留意すべき動植物については、掲載している種のみを留意するということではなく、希少種等の動植物に配慮した管理を行うという視点からの掲載と考えております。また、今後はご意見をもとにモデル樹林等での個別の保全管理作業等を行う際には、配慮すべき種も含めたより細かな平地林の現状把握を行い、樹林内でのゾーニング等を行うことで、より適切な管理作業を検討してまいります。 そのため、「掲載種については、調査地点や時期等が限られている旨参考情報として扱い、各樹林の状況によって配慮すべき動植物の確認を行いながら進め

				る」点を付記させていただきます。 お寄せいただいた情報を庁内で共有し、各樹林の詳細を検討する際に対応させていただきます。
12	全体	●当計画や関連計画の実効性について(資料編 P.22～52 関連) 策定からある程度経過した平地林に関連する諸計画(近年改定された計画の旧計画を含む)が、ごく一部を除き平地林の保全に繋がらず、その点で実効性に乏しかったことは明らかである。それが、これまでの市(一部県)の事業による破壊と相まって、平地林の危機的状況を招いた一因になったと言っても過言ではなかろう。 当計画(案)は、当然こうした点への反省を踏まえた上で、有識者諸賢による議論を経て策定されたのであろうから、実効性のある計画となることを期待したいところである。 しかしながら前記のような、市の事業が平地林減少の一因であることを認めないとも受け取れる記述や、当計画(案)策定業務と市の事業による平地林破壊(鉢形)が同時に進行しているという現実から、疑念も抱かざるを得ない(ちなみに市長は、鉢形の”平地林破壊型事業”開始を1期目の実績に挙げていた)。疑念が杞憂に終わることを願うばかりである。	C	ご意見ありがとうございます。 本計画は、有識者や市民代表からなる生物多様性おやま戦略推進協議会において議論を重ね計画案を作成しました。今後の進行管理においても、計画の実効性を確保するため、協議会に進捗状況等を定期的に報告し、必要に応じて改善に係る提言を受けるものとします。 また、市の事業については、生物多様性おやま戦略や本計画をふまえ、庁内の各種会議の場において、情報共有を行い、生物多様性に配慮した事業実施を推進していきたいと考えております。

13	全体	●「動植物調査」結果の利用について当計画(案)の策定に当たっては、市の「動植物調査」を参考にしたようだ。しかしこの調査の結果には、以下のような軽視できない問題点があり、その利用は慎重を期すべきと考える。すなわち現地調査では、現に市内に生息する種が、希少種を中心に普通種までも多数脱漏している(特に動物類)。また文献調査では、実際には文献上に記録されている市内産種が少なからず脱漏した一方で、「レッドデータとちぎ WEB」掲載の分布図の誤読により、多数の市内未記録種が誤って市内記録種とされてしまった(例えば、「重要な種」として挙げられた昆虫類 177 種のうち、80 種前後が実際には市内未記録)。以上、本筋から外れることだが、「動植物調査」には大きな瑕疵があり、当計画(案)にもその弊害が及んでいると見受けられるため(例えば前記、「管理上留意すべき動植物」の抽出)、この機会に言及する次第である。	C	ご意見ありがとうございます。 生物多様性おやま戦略の基礎調査における現地調査では、調査地点や時期が限られていることや、既に 3 年程度が経過しており、ご意見のとおり挙げている種は十分ではない点があると考えております。文献調査については、今回利用しておりません。 お寄せいただいた情報を庁内で共有し、今後の調査の際に活用させていただきます。
14	全体	●業務委託先の表示について もう一点本筋から外れるが、当計画(案)は、景域計画(株)への業務委託によって調査・策定されたはずである。同社は他にも当市の調査・策定業務を受託しているが、それらによる成果物には、実見した範囲では社名が表示されていなかった。行政の透明性確保の一端、および市と共に責任を負うという意味で、当計画の正式決定版には(今後の他の計画等にも)業務委託先を明記すべきである。	C	ご意見ありがとうございます。 本計画の策定に関しては、景域計画(株)と業務委託契約を締結し実施していますが、策定主体は小山市(企画・編集:ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課)となります。 なお、入札・契約情報につきましては、本年度を含む直近2か年度分を市ホームページに掲載しています。 また、掲載終了後につきましては、情報公開制度の対象となります。